



MHニュースレター2022年9号

デュッセルドルフ・エッセン・フランクフルト・ミュンヘン、
2022年10月21日

統一特許制度：裁判官のリストが公開、2023年
4月1日の開始

欧州特許庁 — モンテネグロは39番目のEPC加
盟国、10日ルールは廃止される模様

M I C H A L S K I



H Ü T T E R M A N N

P A T E N T A N W Ä L T E

統一特許制度: 裁判官のリストが公開、2023年4月1日の開始

統一特許制度から重大なニュースが公開された。

まず、2023年4月1日の統一特許制度の開始されていく[アクションプラン](#)が発表された。それは条件付きで行われたものであるが、そのような公表が行われるということは、準備が順調の計画通り進んでいるということであり、したがって、具体的なスケジュールに対するコミットメントがなされつつあることを示している。

2023年4月1日という開始時期は、ドイツが今年末に批准書を寄託していくと思われて、特に「opt-out」¹がすでに可能となっているいわゆる「sunrise period」が2023年1月1日から開始されることを意味している。

意外なことに、今まで任命された裁判官の人数が足りない場合の「予備の裁判官」として、法的資格のある裁判官だけに再度募集が行われることが発表されたのである。確かに、前回募集が数年前に行われ、その後、有望な裁判官が新たに加わったことも影響しているのだろう。

アクションプランのように、2022年10月19日に裁判官の[リスト](#)が公表された。法的資格のある裁判官34名と技術的資格のある裁判官51名が任命されていますが、まだいくつかの役職ポストが空いている状況である。

(規約により、初代議長はフランス人でなければならないので)、第一審の議長はフランス人裁判官のFlorence Butinが務め、上訴裁判所の議長は予想通りKlaus Grabinskiが務めることになる。

法的資格を持っているドイツ人の裁判官は合計12人任命されている。なので、ドイツが最も多く、3分の1以上を占めている。その中で、驚くべきことはほとんどなく、唯一、Prof. Dr. Maximilian Haedickeがパリの中央裁判所に任命されたことであろう。Prof. Dr. Maximilian Haedickeは、数年間裁判官として活躍し、最近では主にFreiburgで教授として勤務してきた。Tobias Pichlmaierがミュンヘンの地域裁判所に任命されたことは、最近では独禁法裁判所の裁判長であったことから、おそらく予見されていなかったと思われる。

任命されているドイツ人の裁判官は: Klaus Grabinski, Patricia Rombach (控訴審), Maximilian Haedicke (パリの中央裁判所), Ulrike Voß (ミュンヘンの中央裁判所), Bérénice Thom, Ronny Thomas (デュッセルドルフの地域裁判所), Sabine Klepsch, Stefan Schilling (ハンブルクの地域裁判所), Holger Kircher, Peter Tochtermann (マンハイムの地域裁判所)、そして、Matthias Zigann と Tobias Pichlmaier (ミュンヘンの地域裁判所)。

Zurich/Schlierenで開催されるセミナー

2022年11月3日にZurich/Schlierenで開催されるセミナーで、Dr. Ulrich StorzとDr. Christoph Volpersが、統一特許制度とCoVid19特許について発表する予定である。当イベントは無料である。info@mhp-tent.deにて事前登録をお願いします。

VolkswagenStiftungでの講演

Dr. Rolf Claessenは、2022年11月12日にヘレンハウゼン城で開催されるVolkswagenStiftung主催のイベントで、「特許、実用新案、知的財産 - 成功的な譲渡管理のための法的枠組み」というテーマで講演を行う予定である。参加者の中には、ドイツの大学の学長も多数含まれている。

¹ ニュースレター [4/2022](#) をご覧ください。

その他有名なところでは、上訴裁判所第二裁判所の議長を務める Rian Kalden (オランダ)、Edgar Brinkman (オランダ、ハーグ地方裁判所)、Florence Butin (フランス、パリ中央裁判所)、Samuel Granata (ベルギー、ブリュッセル地方裁判所) などがいる。

任命者のうち5名は、Prof. Dr. Hüttermann の書籍出版に参加頂いている。技術裁判官に任命されたAndreas Hanssonは、すでに2016年に出版された本「Unitary Patent and Unified Patent Court」のスウェーデンに関する章を引き継いでいた。デュッセルドルフのVoß判事とKlepsch判事、ミュンヘンのPichlmaier判事、そしてProf. Dr. Haedickは、統一特許制度に関するHeymanns解説書「Luginbühl/Hüttermann」の共同コメンテーターとして参加されている。

欧州特許庁 – モンテネグロは39番目のEPC加盟国、10日ルールは廃止される模様

2022年10月1日より、モンテネグロが新たにEPCの加盟国となり、EPCは39つの加盟国で構成されることになった。なお、拡張国であるボスニア・ヘルツェゴビナとの拡張協定、認証国であるカンボジア、モロッコ、モルドバ共和国、チュニジアとの認証協定は現在も有効である。

最後にEPCに加盟した国は、ちょうど12年前の今日、セルビアであった。そのため、欧州特許庁は[ホームページ](#)で加盟を歓迎した。

もちろん、加盟国が増えるごとに欧州特許庁の重要性は増し、EU²との係争などでは有利に働くが、特許制度の利用者にとっての利点は、モンテネグロの経済的重要性が低いことを考慮すると、なんとなくかなりそうな気がする。さらに、近い将来、モンテネグロの出願人による欧州出願が年間一桁を超えるかどうかは疑問であり、むしろ、一件も出願しない年が何年も続くと思われる。

今まで具体的な係争にならなかったとしても、出願件数の多い国が欧州特許庁の管理理事会で明らかに少数派になったことは、ユーザーにとって良いことなのだろうかと考えざるを得ない。当初は7つの加盟国³のうち6つの国が多くの出願をしていたが、今では合せてもドイツの半分の出願数しかない国が過半数を占めるようになった。それはモンテネグロの加盟以前からそうであったが、今回の加盟はこうした動きをさらに強固なものにした。

European Qualifying Examination (EQE)のCパートおよびDパートでの予科

コロナ禍の状況が許されれば、これらの予科は2022年11月24日(木)・25日(金)と12月10日(土)・11日(日)に開催される予定である。どちらの予科も内容は同じなので、1つのコースに出席すれば十分だと思われる。この予科では、EQE試験のCパートとDパートに合格するための、適切な受験方法やミスを防ぐための戦略に注目を置いている。経験では、よく準備された試験資料があったら、合格の可能性を大幅に高めることができる。それゆえに、この予科では、参加者に必要な方法よって知識を提供したいと思われる。この点において、こちらの予科は参加者自身がEPCの法律に関する基礎知識を準備するための補足的なものとして理解されるべきである。その代わりに、EQE試験のCパートとDパートに合格するために、参加者はEPCの専門知識をできるだけ多くポイントに変換する方法を学んでいくつもりである。予科はドイツ語のみでデュッセルドルフのKaistraße 16Aにある当社で行われ、無料で受講することができる。予科の講師はDr. Torsten Exner氏、Dipl.-Ing. Andreas Gröschel氏とProf. Dr. Aloys Hüttermann氏がおる。

今からeqe@mhpattent.deに登録することができる。フルネームと勤務先を記してください

² 例えば、ルール28をめぐる紛争では、弊誌ニュースレター[4/2020](#)やHüttermann, Mitt. 2020, 255

³ 当初は、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ、オランダ、スイス、イギリスであった。ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ、オランダ、スイス、イギリスであったが、ルクセンブルグだけは登録者数が少なかった。

さらに、実務上重要なのは、欧州特許庁の管理理事会が、EPC第126規則のいわゆる「10日ルール」(EPOによる発送から10日後の送達を想定)を廃止し、代わりに発送日を基準に期限を計算する方針であるらしいと発表したことである。

その理由は、EPCを「デジタル時代に適合させる」ことであり、実際、規則126は郵送物の配達を前提にしている。

欧州特許庁側の正式な発表はまだ先で、新規則の具体的な形も決まっていない。しかも、出願者に適応する機会を与えるために、2023年11月から発効することになっている。

皆様のご親族、従業員、同僚、そしてもちろん皆様ご自身が、今の困難な時期に幸運でありますように願っています。

印刷所

Michalski · Hüttermann & Partner
Patentanwälte mbB

Kaistraße 16A
D-40221 Düsseldorf
電話:+49 211 159 249 0
ファクス:+49 211 159 249 20

Hufelandstraße 2
D-45147 Essen
電話: +49 201 271 00 703
ファクス: +49 201 271 00 726

Perchtinger Straße 6
D-81379 Munich
電話:+49 89 7007 4234
ファクス: +49 89 7007 4262

De-Saint-Exupéry-Straße 10
D-60549 Frankfurt a.M.
電話:+49 211 159 249 0
ファクス: +49 211 159 249 20

Am Rathaus 2
D-42579 Heiligenhaus
電話 +49 2056 98 95 056

このニュースレターの内容は概説だけ反映し、概説を提供するものであり、ドイツ法律相談法に基づく法律相談ではございません。

内容を 全くに確認したにもかかわらず、Michalski · Hüttermann & Partner Patent Attorneys mbB は、上記の情報の有効性、正確性、整合性、品質についてご引責致しません。